

畜産とくトク情報

平成23年8月11日（通算第147号）
問い合わせ先長野県庁
園芸畜産課 電話 026-235-7233
農業技術課 電話 026-235-7222

県内産たい肥は、通常どおり流通・使用できます！

長野県で生産される家畜のふん尿を原料とするたい肥は、 原則として検査を行わなくとも流通・使用が可能です

前号（8月3日付け「畜産とくトク情報」第146号）で「堆肥等の施用・生産・流通の自粛の廃止」と「暫定許容値の設定」をお知らせしましたが、その際に後日お伝えするとした暫定許容値を超えているかどうかの検査（確認）の方法が、具体的に示されました。

この国からの通知によると、空間放射線量等のデータから、長野県は堆肥についての検査が必要な県には該当しません。

運用通知の概要

（肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法）の制定について（平成23年8月5日付け23消安第2561号）

長野県内で飼育され、汚染された飼料を給与していない家畜のふん尿やたい肥は、放射性セシウムの含有濃度が低いことから、流通・使用に際しての検査は必要ありません。

ただし、販売・譲渡する場合には、飼料その他の飼養管理状況に関する情報を提供するようにお願いします。

（参考）当面検査の必要がないたい肥

- ・汚染された飼料を給与していない家畜のふん尿や、汚染された敷料を使用していないたい肥（豚ふん肥料、鶏ふん肥料を含む）
- ・化学肥料、蒸製骨、肉骨粉、魚かす、22年度以前産の米ぬか等による肥料

注意事項 他県において、放射性セシウム濃度が暫定許容値を超える稲わらを給与していた農家から導入された牛又は今後導入する牛については、たい肥の検査が必要となる場合があります。この場合は戸別にご連絡しますので御承知ください。

お問い合わせは、お近くの地方事務所・農業改良普及センター、または県庁園芸畜産課（電話026-235-7233）、県庁農業技術課（電話026-235-7222）までご連絡ください。

畜産農家の皆様へのお願い

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下にご留意ください。

- 1 暫定許容値を下回る飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を使いましょう。
- 2 粗飼料や飼料用米等の国産飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認しましょう。飼料の生産地の放射性セシウムの状況については、各県にお問い合わせください。なお、長野県内で生産された粗飼料については、これまでの放射性物質検査結果から、通常どおり給与できます。
- 3 配合飼料については、原料管理も含め適切に製造管理されたものであれば、必ずしも検査が必要ではありません。飼料販売業者に確認しましょう。
- 4 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合には、飼料その他の飼養管理状況に関する情報を提供しましょう。

暫定許容値の設定

区分	放射性セシウム濃度	備考
堆肥（肥料、 土壤改良資 材、培土）	400 Bq/kg (例外あり※1)	製品重量あたり
家畜用飼料	300 Bq/kg (例外的に 3,000Bq/kg※2)	牛、馬、豚、家きん等 粗飼料は水分含有量8割 換算、その他飼料は製品 重量あたり
養殖魚用飼料	100 Bq/kg	製品重量あたり

- ※1 ①農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
②畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
③畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料を供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

- ※2 繁殖牛や育成牛等、当分の間と畜出荷することを予定していない牛（出荷までに12か月以上かかる牛）に給与される粗飼料で、①畜産農家が自給生産したもの、②単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産されたものは、例外的に3,000Bq/kg（水分含有量8割ベース）まで使用をできます。